

[事案 21-56] 高度障害保険金請求

- ・平成 21 年 9 月 2 日 裁定申立受理
- ・平成 22 年 2 月 15 日 裁定終了

< 事案の概要 >

被保険者が、高次脳機能障害により、常に介護を要する状態になったとして、高度障害保険金の支払いを求め申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

夫は平成 18 年にくも膜下出血で倒れ、後遺症で重度な障害状態(高次脳機能障害)になった。そこで、「常に介護を要する状態」になったと考え、高度障害保険金の支払いを請求したが、高度障害状態に該当しないとされ、同保険金が支払われない。下記理由により納得出来ないため、高度障害保険金を支払って欲しい。

- (1) 夫は、高次脳機能障害(精神障害状態の一種)で脳に障害があるため、常に声掛け、監視がなければすべての日常生活動作を行うことができず、約款に規定する高度障害状態「中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの」の「常に介護を要するもの」に該当する。
- (2) 介護保険制度での認定は要介護 3、障害者認定は精神障害 1 級で、医者からも程度が一番悪く、回復の可能性がないと言われており、同じ障害を持つ者に対し他社では高度障害保険金が支払われているケースがある。

< 保険会社の主張 >

下記理由により、申立人の高度障害保険金支払請求に応ずることはできない。

- (1) 本件約款において「介護」という文言は、いわゆる常に寝たきりの方が想定され、精神障害者への声掛け、監視は含まない趣旨で用いている。
- (2) 申立人提出の証拠(診療記録等)によれば、被保険者は少なくとも食事の摂取について箸を用いて自立して可能なのが明らかである。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立人提出の総合障害診断書にもとづき審理した結果、下記理由により、本件申立ては認められないことから、生命保険相談所規程第 44 条にもとづき、裁定書にその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

- (1) 本件約款では、「介護」の意味について明記していないことから、その文言の解釈が問題となるが、解釈に際して、文言の一般的な意味の他に、約款制定の趣旨や沿革といった事情も考慮して行なうことになる。

保険会社提出の証拠によれば、本件約款制定の沿革からすると、「常に介護を要するもの」とは、食事の摂取等の日常生活動作を行なうに際し、第三者が手を添えて看護を行なわなければ自分では何も行なえない状態を言い、監視を要するだけの場合は含まない意味であったことが認められるから、「介護」とは、声掛け・監視に止まる場合は含まれず、手を添えて行なう看護を意味することになる。

申立人は、「介護」とは声掛け・監視を含む概念であるから、高次脳機能障害により、日常生活動作について、常に声掛け・監視を行う必要のある被保険者は「常に他人の介護を要する状態」にあたりと主張するが、上記のとおり、声掛け・監視は、本件約款に規定する「介護」には該当しないとわざるを得ない。

- (2) 主治医作成の平成 19 年 11 月 27 日付け総合障害診断書及び同 21 年 6 月 29 日付け総合障害診断書によれば、「26. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器の障害」欄のうち「日常生活動作」欄にある「ア：食物の摂取、イ：排便、ウ：排尿、エ：排便・排尿の後始末、オ：衣